

テレワーク導入支援緊急補助金のご案内

(多様な働き方推進事業費補助金テレワーク分)

従業員の テレワーク実施 を支援します！

テレワークの
機器を
買いたい…

就業規則を
変えないと…

どの業務が
テレワークに
向いているか
専門家に
相談したい…

※補助対象期間を延長しました

専門家相談・派遣 (無料)

テレワークのやり方が分からない、Webミーティングのやり方が分からない、どんな業務がテレワークに向いているか教えて欲しい、といったテレワークの疑問にお答えするため、無料で専門家 (ITコーディネーター、中小企業診断士、社会保険労務士、臨床心理士 等) の派遣やWeb相談も可能です。
テレワーク導入支援緊急補助金の手続きまで一括してご相談いただけます。



補助対象事業

補助対象期間内に新たにテレワークを実施する事業

- ▶ テレワーク実施のための情報通信機器等の導入
- ▶ 就業規則等、社内規則の整備
- ▶ テレワークに関する研修の実施 等

補助対象経費

講師謝金、旅費、機器のレンタル・リース及び購入経費、教育研修費、役務費、委託料 等

※就業規則の作成・見直しに係る経費等については、補助対象経費として合計200,000円を上限とする。

補助率・補助額

中小企業者等… 補助対象経費の**2分の1**以内 (上限:50万円)

小規模企業者… 補助対象経費の**3分の2**以内 (上限:50万円)

※小規模企業者とは従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)の事業者等を指します。

補助対象期間

令和3年2月10日(水)～3月10日(水)3月17日(水)

※上記期間内に、補助金申請、テレワークの実践、経費の支出まで終える必要があります。



京都府テレワーク推進センター
(京都経済センター3階)

お問い合わせ TEL 075-600-2813

営業時間 / 平日9時～17時

Web <https://www.kyoto-telework.jp>



京都府補助事業



京都府中小企業団体中央会実施

趣旨

本事業は新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置として「出勤者の7割削減」を目標に、テレワークを行う事業者を支援するため、京都府の補助を受け、京都府中小企業団体中央会が京都府テレワーク推進センターと連携し実施するもの。

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの(みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。)

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの(個人事業を含む)。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

その他の法人	C 組織形態・従業員数
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫ 財団法人(一般・公益)	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府中小企業団体中央会が認めるもの

手続の流れ

京都府テレワーク推進センターに相談 (075-600-2813)

京都府テレワーク推進センターにて交付申請書等を受付(郵送又は持参)

※書類の不備等について確認後、京都府中小企業団体中央会へ提出

事業内容、効果について審査し、交付又は不交付を決定のうえ、
京都府中小企業団体中央会から通知

事業を実施し、効果を確認のうえ、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出

実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)

京都府テレワーク推進センター

KYOTO TELEWORK PROMOTION CENTER

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3F TEL.075-600-2813

[営業時間] 平日9時～17時

[アクセス] ・京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出ですぐ
・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
・京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

Web <https://www.kyoto-telework.jp>



まずはお気軽に
ご連絡ください!



※当センターは株式会社/パナが京都府より受託・運営しています。